

令和4年度の介護保険料が決まりました

介護保険料は介護サービスの充実や施設整備等、必要な費用の一部をみなさんにご負担いただくものです。65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は下表のとおりで、昨年と同額です。

令和4年度の介護保険料は7月に確定します。個々の介護保険料については、7月中旬に諏訪広域連合から届く通知にてご確認ください。



住民税		前年の合計所得金額など	保険料段階 (保険料率)	保険料額			
本人	世帯			年額	月額(約)		
○ 非課税	○ 非課税	老齢福祉年金を受給している方 生活保護を受けている方	第1段階 (基準額×0.30)	19,620円	1,635円		
			○○ 80万円以下の方	第2段階 (基準額×0.50)	32,700円	2,725円	
		○○ 80万円を超えており 120万円以下の方					
		○○ 120万円を超えている方					
		● 課税	● 課税	前年の合計所得金額から公的年金 等に係る雑所得を控除した金額と 課税年金収入額の合計	○● 80万円以下の方	第4段階 (基準額×0.90)	58,860円
	○● 80万円を超えている方				第5段階 (基準額)	65,400円	5,450円
	●● 80万円未満の方				第6段階 (基準額×1.05)	68,670円	5,722円
	●● 80万円以上 125万円未満の方				第7段階 (基準額×1.10)	71,940円	5,995円
	●● 125万円以上 200万円未満の方				第8段階 (基準額×1.35)	88,290円	7,357円
	●● 200万円以上 300万円未満の方				第9段階 (基準額×1.60)	104,640円	8,720円
	●● 300万円以上 400万円未満の方				第10段階 (基準額×1.70)	111,180円	9,265円
	●● 400万円以上 600万円未満の方				第11段階 (基準額×1.90)	124,260円	10,355円
	●● 600万円以上 1,000万円未満の方				第12段階 (基準額×2.05)	134,070円	11,172円
	●● 1,000万円以上 1,500万円未満の方	第13段階 (基準額×2.20)	143,880円	11,990円			
●● 1,500万円以上の方	第14段階 (基準額×2.35)	153,690円	12,807円				

※合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。